

Title	Marion W. Gray, Schroetter, Schon. and Society : Aristocratic liberalism versus middle-class liberalism in Prussia, 1808, in: Central European history 6, 1973, S. 60-82.
Sub Title	
Author	東畑, 隆介(Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1979
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.2/3 (1979. 6) ,p.151(261)- 158(268)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19790600-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

い難い所もあるが、また傾聴すべきものも少くない。ともあれ著者が中国人として自らの国の伝統文化に強い愛情を示し、自国の歴史を重んじ、歴史を謙虚に学ぼうとする態度に対しては大いに敬意を表したい。

主訳者大沢一雄氏は著者が新亜学院々長をしていた十数年前香港に留学し、著者の主宰する研究会にも参加したとのことであり、また協力者の王子天徳氏は大沢氏の同僚で、かつて台湾大学在学中、同じく著者の著わした『国史大綱』を学習に利用したことと、ともに著者との縁浅からぬものがある。

原著中国文は文語・口語が入り混じりかなり難解の部分もあるが、日本語訳文は至って平明流暢であり、しかも本文中の難解の語彙や重要人名などについては末尾の訳者注において適切な説明を施すなど訳者の労大いに多とすべきである。本書は中国史、とくに中国政治史・政治制度史を学ばんとする者に多くの有益な示唆を与えるものであり、一読を奨めたい。

(A5版 二七二頁 一九七八年三月)
南窓社刊 三、二〇〇円

Marion W. Gray, Schroetter, Schön.
and Society: Aristocratic Liberalism
versus Middle-Class Liberalism in Prussia, 1808, in: Central European History 6 (1973), S. 60-82.

東 畑 隆 介

プロイセン改革は、ハルデンベルクという「上からの改革」という性質をもっていたから、シュタインやハルデンベルクのような政治家やシュタインやフライのような官僚が、改革の際に大きな役割を演じた。とくに農民解放や都市改革関係の立法の作成に尽力したシュタイン、フライなどの官僚は、改革の指導者シュタイン以上に当時の新思想である自由主義の影響を強く受けていたから、彼等が関係した改革立法は、シュタインの思想よりも進歩的な内容をもっていた。⁽¹⁾このように、プロイセンの改革立法に及ぼした自由主義的官僚の影響は極めて大きかったから、彼等の思想の考察は、プロイセン改革の理解のために不可欠である。我が国では、この問題に関しては、林健太郎氏の優れた論文があるが、⁽²⁾歴史家の関心が、農民解放、とくに農民解放の理念や立法よりも実態に集中したために、改革の際の官僚の演じた役割は、未だ十分に解明されていないように思われる。⁽³⁾

Central European History 誌に発表されたグレイの論文「シュレッター、シェーン及び社会」は、農民解放関係の立法の考察を通して、立法の制定に尽力したシュレッター、シェーンの思想及びその社会的立場を考察しており、林氏の論文とともに、従来、比較的軽視されてきたプロイセン改革の一面を解明するのに寄与するものと思われる。以下は、彼の論文の要旨である。

著者は、従来の研究者の関心が、シュタイン、シャルンホルスト、フンボルト、ハルデンベルクのような改革の指導的な人物に偏していたことが、改革活動の像をゆがめてしまったと、従来の研究を批判する。このような観点から、著者は、改革立法の作成に関係した二人の官僚——レオポルト・シュレッター、テオドール・シェーン——をとりあげ、農民解放の問題に対する彼等の異なった反応に注目する。

シュタインが政権を担当した時、既に老練な行政官だったシュレッターは、一八〇四年のプロイセン王領地における封建的隷農制の廃止に重要な役割を演じ、ギルドの廃止など経済を重商主義から解放する条令の作成に貢献するなど、進歩的な革新官僚としての名声を博した。彼はまたアダム・スミスをドイツへ導入するのに最も貢献したケエーニヒスベルク大学の教授クリステイアン・ヤコブ・クラウスの長年の友人であり、信奉者でもあった。シュレッターより一代若いシェーンは、彼を最も有望な弟子と見なしたクラウスの推薦によって官界に入り、シュレッターの指導下に活躍し、一七九八年から九九年にかけて、シュレッター

の援助によりイギリスを視察して、イギリスの進歩的な思想の影響を受けた。両人は、イエーナ・アウエルシュテットの敗戦とシュタイン政府の形成の間に成立した非公式の改革党の熱心な党員で、時代遅れの内局政治を攻撃した。このような思想・実践面での類似にもかかわらず、改革の準備段階において、既に彼等間に意見の衝突がみられた。シェーンは、彼の上司シュレッターが（一八〇七年の）ハルデンベルク内閣のスタッフから除外されることを切望していた。

プロイセンにおける隷農制を廃止したいわゆる「十月勅令」の制定へと導いた諸事件は、シュレッターとシェーンとの間の衝突の直接の原因を明らかにする。シュタインが政府の仮の所在地メーメルに到着したとき、二つの法案——シュレッターの東プロイセン省及びシェーンの属した王直属委員会によって準備された法案——が提出されていた。封建的農業経済の資本主義制度への転換の必要、時代遅れの隷農制の廃止を主張する点で両法案は一致していた。それにもかかわらず、二つの法案を選択する課題に面したシュタインは、それらの類似点よりも相違点により多くの関心を示した。シュレッターとシェーンとが一致しない点は、土地保有権に関してであった。シュレッターは、農民の土地保有契約は、彼等の人格的隷属の廃止と同時に終了すると主張した。彼によると、主人に対する村民の人格的隷属と個々の小土地への彼等のきづなはともに中世的な束縛であり、解放された隷農の土地は、再びグーツヘルの直営地となるか或いはグーツヘルによって

購入されることになる。要するにシュレッターの場合、貴族或いは農民といった階級的な地位ではなく、土地を購入・維持・改善するに必要な資本の所有が、土地の所有者を決定する。これに対して、シェーンは、「我々の意見においては、隷農制は純人格的問題と見做され得る。……それを土地（を所有する権利）と結びつけることは、不利益である」と述べて、人格的隷属と土地保有契約とを区別し、国家に対して、隷農制の廃止後の過渡期間、村民の土地所有権を保証し続けることを要求した。グーツヘルは農民の借地契約が満期になり、彼等がそれに代る生計の手段を確保するまで、解放された隷農の土地を専有或いは購入することを許可されてはならなかった。経済的に生存し得る農場を確保するために、シェーンは、四一〇マグデブルクフーフエの大きさの単位に土地を統合することを提案した。彼は、この措置が繁栄せる、独立の非貴族的な農夫の確立を助長するであろうと考えた。シェーンのこの提案は、シュレッターのそれに対する拒否的な返答であった。農民保護を強調することによって、シェーンは、シュレッターが小農の犠牲において貴族に助力するつもりであるということを示唆した。但し、彼は、四マグデブルクフーフエ以下の農民の土地保有の特権を犠牲にすることを主張した。（イギリスのインクロージャ運動の活潑な擁護運動者である）アーサー・ヤングの熱烈な讃美者であるシェーンは、土地を失った農民が、大農業経営に雇用された労働者として彼等の経済的地位を改善することを期待した。彼は土地保有契約の生存能力 (viability)

を決定する際に、伝統もしくは階級的地位の何れよりも能率をより重視した。それでは、何故、彼は彼自身の農民保護政策よりもアダム・スミスの自由放任理論やアーサー・ヤングの困い込みの主張と一致していたシュレッターを攻撃したのであるか？この謎を解くためには、当時の貴族の立場が考察されねばならない。一八〇七年八月二九日に、東プロイセンの土地所有階級の十三人の代表が、国王フリードリヒ・ヴィルヘルムへ送ったメッセージの中で、「(隷農制廃止の)第一のそして最も本質的な前提条件は、全ての所領所有者が、政府からの干渉なしにその農民の土地を自由に処分する権利を与えられることである」と述べたのに対して、シュレッターは「農民地を囲い込む或いは統合する権利は、……新しい勅令の(私の)草案の中に含まれている」と答え、「隷農制の廃止は、……決して単に下層階級の利益のためだけでなく、所領所有者(の利益)のために企てられている」ことを理解するよう貴族たちに力説した。

シェーンとシュレッターの議論は、農業改革の最終的な結果に関する基本的な仮定を含んでいた。中世以来、「国家及び全ヨーロッパの外的及び内的諸条件は、完全にまた目に見えて変化したので……国家は貴族を維持することにはや関心を有さない」と主張したシェーンは、富裕な非貴族的土地所有者の確立が伝統的な階級区分、上流階級の威信を無効にすることを望んだ。彼は、確立されたグループ(貴族)が既に支配しているかぎり、自由放任は無意味であることをよく理解していたので、反スミスのな農

民保護政策を唱えた。これに対して、貴族の立場に立つシュレッターは、自由主義経済理論に固執した。彼は、グーツヘルが曾ての農民地でもってその所有地を拡大する権利という形で、隷農を失うことに対する「補償」を得ることを望んだ。

シュタインはシュレッターの立場よりもシェーンのそれを選んだ。完全に自由な土地市場は、「一つの法的な障害、すなわち、より豊かでより教養のある(貴族)階級の利己的な利益を制限する法的な障害のみ」によって制限されねばならぬと、シュタインは記した。しかし、国王の反対のため、彼がかち得ることが出来た最大限度は、農民の土地保有の問題に関する決定を延期した妥協であった。一八〇七年十月九日に、いわゆる「十月勅令」が発布された。同勅令は、「一八一〇年の聖マルチン祭に、我が国における全ての隷農制は廃止される。一八一〇年の聖マルチン祭以後は、自由な人民のみが存在するであろう」と、農民解放を宣言した。

しかし、この場合、問題となったのは、解放された農民は、昔からの契約のきずなどで保護されて彼等の土地を耕作し続ける意味で自由なのか?或いは公開の土地市場の危険に遭遇する意味で自由なのか?ということである。「十月勅令」は、解放された隷農の土地の状態に関する細目にわたる指示を得るまでは、一切の囲い込みを延期するよう地方当局に指示した。この問題に回答を与えた一八〇八年二月十四日の布告の準備過程は、シュタイン内閣内の二種の自由主義者の間の相違を際立たせている。一方には、

自由放任理論の無制限の適用を主張し続けるシュレッターを中心とするグループがあった。リトワニアの管理局長官ブスコヴィウスは、「若干の小農民保有地の囲い込みが公益に不利益である」と想像し得る場合は、殆どない」と述べた。彼の主張を支持したシュレッターは、農民追放に対するシュタインの反対に対処すべく、農民地を囲い込んだグーツヘルは、小農をホイスラーもしくは日傭い労働者として雇用するよう要求されることを提案した。彼によれば、この措置は、農民を土地に引きとめることによって社会的混乱を防ぐ筈であった。これに対してシェーンは、グーツヘルに曾ての隷農を雇うことを強いるシュレッター案は、農村労働力の大きさを恣意的に規制しようとする点で、自由放任主義の新しい経済学と相容れないという理由で反対した。しかし、より重要な点は、東プロイセンにおいては一七五二年以前に、西プロイセンにおいては一七七四年以前に成立した農民地のうち半分は、貴族でないものの中にとどまらねばならない(その際、農民地の大きさは、四―八マゲブルクフエとされた)と提案することによって、非貴族の土地所有者の発達を意図したことである。

二つの提案の選択に面して、シュタインは再びシェーンの提案を支持して、その法令化を彼に委託した。シェーンが起草した一八〇八年二月十四日の「勅令」は、プロイセン社会におけるグーツヘルの優勢な地位に対処する実際的な試みであった。もしも彼等の優勢が阻止されなければ、それは、新しい自由放任社会にお

ける社会グループ間のギャップを拡大するであろうということ
を、彼は認識していた。また最小限四マゲブルクフーフエの農
民地は彼の価値の他の面を例証している。十九世紀の中欧におい
ては、この大きな農民地は稀であり、小農は遙かに零細な土地
でその家族を維持していた。シェーンは、*Peasant farmer* が
その家族の食糧を栽培するのではなく、市場めあての大量の穀物を
生産することを期待していた。囲い込みもしくは農民地統合の過
程において、土地を失うことになる無数の小農については、彼は
殆ど言及しなかった。彼の自由主義哲学は、彼等が他の全てのも
のとともに、より効率的な農業によってもたらされる新しい繁栄
から利益を得るであろうことを教えた。これは、農民階級全般に
対するシュレッターの状態に類似した立場であった。

十月勅令、二月勅令は私的な所領の住民・土地に関係したもの
であったから、王領地及び王領地農民は、それらの二つの調整か
ら除外された。王領地農民の解放は、一八〇四年に、フリードリ
ヒ・ヴィルヘルム三世が、五〇、〇〇〇の王領地農民に対する隸
農制の束縛を廃止したことによって開始された。その際、改革者
たちが直面した問題は、「十月勅令」発布後、彼等が出会ったの
と同じ問題——隸農的義務の廃止は土地を耕作する農民の契約の
解消をも意味するのか？——であった。唯、改革者たちのこの問
題への対応は、私有地の場合のそれと違っていた。シェーンは、
効率的な農業を促進するために、資本をもたない貧困な農民層の
手から耕地を奪って、富裕な土地居住者にそれを所有させること

が政府の課題であると見做し、農民に対する一切の国家援助の停
止を主張した。これに対して、シュレッターは、農民に対する国
家援助の停止の主張の点ではシェーンと共通していたが、農民に
土地に対する貨幣支払いを要求することには、それが全ての小農
を土地から駆逐することになるという理由で反対し、一切の伝統
的援助の廃止が（土地の）購入価格であるべきであり、国家はそ
の予算から（伝統的援助の）費用を削減することによって、かな
りの資産を得ることになると主張した。二つの提案の選択に面し
て、シュタインは、政府にとってより利益の少ないシュレッター
の提案を支持した。

このように、王領地の処理に関しては、シュレッターとシェー
ンは農民の所有権に関する彼等の以前の立場を逆転させた。この
矛盾は彼等の社会観と関係がある。私有地を扱った際に、貴族的
偏見を克服出来なかったシュレッターは、本質的に封建的な見解
の持ち主であった。王領地の場合におけるように、農民の権利対
中央政府の権利が問題である場合、シュレッターは旧制度の三階
級の一つである下層階級を保護することを選んだ。他方、シェー
ンはより近代的な社会の提唱者であった。彼にとって、全体とし
ての社会を代表している国家は、一つの階級よりも重要であっ
た。貴族の特権を削りとることにいささかもためらいを感じな
かったように、恩恵者が国家である場合、農民の古くからの権利に
終止符を打つことを彼は意に介さなかった。

農民立法はプロイセンの地方政治の改革を不可避にした。「十

月勅令」は、全住民は法の前に平等であることを宣言したが、これは、村の問題に関するグーツヘルの政治的・司法的権威がなくなることを意味した。村の自治の近代化に関して、シェーンは人民の代表と（中央から）任命される行政官との間にバランスを確立しようとした。彼は二つの別箇の地方自治の機関——行政的な機関と選挙による機関——を設けることを主張した。前者（Kreispolizeibehörde）は、王の任命する群長一名、州行政部の任命する治安判事及び police inspector 各一名、郡長と治安判事の任命する数名の他のメンバーから成っている。司法関係の被任命者は村（the community）の住民の提案に基づいて任命される。この複雑に構成された団体は、独立的な community spirit を発揮したイギリスの簡易裁判所、特別期裁判所、四季裁判所（British Petty, Special, and Quarter Sessions Court）に比較し得る。シェーンは民衆の代表の議会から成る郡政治の第二の部門を計画した。郡の財政問題の管理はその責任であった。彼のこの提案は、プロイセンの改革者たちの中では例外的だった個々の市民の自治能力の尊重を立証している。彼は地方自治の行政機関と代表機関との間にかんがりの程度の分離をなし遂げることを見込み、地方行政が自治を意味することを強調した。シュレッターも地方の住民たちに「公的な問題へのより大きな参与」を与えることを約束した計画を提出した。彼は郡の政治を、王の任命する一名の郡長と四・五名の郡代表からなる審議会の管轄権下に置くことを提案した。しかし、シュレッターは代表が如何に選ばれ

るかを詳述しなかったし、行政機関と代表機関の分離に関して具体的な規定を作成しなかった。

地方自治の改革に関するシェーンとシュレッターの提案は、農民解放に関する彼等の見解と一致していた。プロイセン社会の体質を変えることを望んだシェーンは、新しい社会の必要に適合すべく計画された新しいタイプの地方自治を主張した。十八世紀の社会構造に満足していたシュレッターは、行政地区と官僚の職務の複雑なもつれを単に合理化することのみを意図した。地方自治体における貴族の支配権について彼は何の疑念も抱かなかった。シェーンが「郡はそれ自身の問題を処理する」と記して、政府の権力は下から発すると考えたのに対して、シュレッターは「各郡の全ての財産と住民とは、……郡の行政に服する」と記して、政府の権威は上から生じると信じた。

農村の司法制度の改革——領主裁判権の廃止——に関しても、シュレッターとシェーンの間には強い意見の対立があった。領主裁判所の廃止を意図したシュタインは、（レオポルト）シュレッターの弟であり、親密な仲間でもあったカール・フォン・シュレッターに司法制度の近代化を命じた。その結果、シュレッター兄弟は裁判所の改革に携わった。しかし、「十月勅令」制定の満九ヶ月後の一八〇八年八月に至っても、農村の裁判所の改革に関しては何事もなされなかった。シュタインの代筆をして、シュレッター兄弟に改革を迫ったシェーンは、シュレッター兄弟は都市の司法制度に彼等の努力を集中し、領主裁判所を無視していると、

不満を表明した。シュレッター兄弟は故意に改革を遅らせ、東プロイセンの貴族は領主裁判権の廃止の計画に抗議した。シュタインとシェーンは、シュレッター兄弟と貴族の委員会に強硬な反駁書を送ったが、何の効果もなかった。一八〇八年十一月、シュタインの命令を受けたシェーンは、全管理局の官吏に行政官及び彼等の州の住民に「貴族は領主裁判権の廃止を望むことが出来るか？」という題目のパンフレットを配布するように命じた。農村の裁判所を改革する試みとシュタインとシェーンによって用いられた術策は、プロイセンにおいて凄まじい怒りを引き起こした。彼等の敵は、この問題を彼等を免職するための道具として利用することが出来た。

最後に結論として、著者はシュレッター、シェーン、シュタインの思想を次にように評価している。シュレッターを保主義者、シェーンを自由主義者として分類することは、問題を過度に単純化するものである。プロイセンの真の保守主義者はシュレッターを恐れていた。一七九八年から一八〇六年にかけて、彼が進歩的改革者としての名声を勝ち得たのは、偶然ではなかった。彼が進んで土地を商品化し、貴族の所領を公開市場に委ねようとしたことは、過去の伝統の諸世紀からの完全な離脱であった。これを主張することによって、彼は意識的にプロイセンへの市場制度の導入——アダム・スミスがイギリスにおいて観察し、主張した近代的な生活法——を促進した。隷農の解放と土地の商品化は、つまるところ、貴族の利益になるということを彼は知っていた。

一八〇七年八月の農業改革勅令に関する提案の中で、彼は財産を所有する必要条件として、階級的区別の廃止、貴族の所領の限嗣相続の廃止、あらゆる職業を国家の全臣民に開放することを主張した。しかし、彼自身、一貴族として、シュレッターは社会を別箇の階級から構成されていると考え続けた。「十月勅令」発布後、彼は隷屬的な階級と彼等の主人との間の關係に適用される法律——僕婢規制令 (Gesindeordnung)——を制定する必要があると考えた。彼の自由主義は貴族的自由主義であった。なお彼がイエーナとテイルジットに続く危機の真つ最中に彼の諸提案のうち最も自由主義的な提案をしていることは注目し得る。シュタインが改革内閣の統率を引き受けたとき、既に提出されていたシュレッターの農業改革計画は、彼の作成した他のどれよりもクラウスやスミスの伝統に近かった。シュタインの統率が事態を安定させた結果、プロイセンにおいて危機感が減少すると、シュレッターは彼の階級の他のメンバーとともに、領主裁判権の廃止のような「十月勅令」の十分な含意を認めることからしりごみした。

シェーンはシュレッターの新僕婢規制令の提案を、「新僕婢規制令の制定は、ギルドが廃止された後にギルド会費を正当化するのと同じく、自由人にとって余計なことであると私は云わざるを得ない。自由な諸個人はもはや国家の援助を必要としない。……そして雇用者は、政府が労働者のための時機外れの諸条件を設けることによって、彼等を後援することを要求する権利をもちや有さない。……私見によれば、競争が賃銀と契約、行われる仕事の

タイプを規制すべきである」と批判した。彼は自由な社会と中産階級とを信じた。自由な経済と社会を与えられれば、中産階級はプロイセンの眞の貴族(彼は「出生のチャンス」は「眞の貴族」と無関係であると考えていた)となるであろうと主張した。シュタインはこれら二人の助力者の提案から選択する際に、第三の、彼自身の規準を改革に適用した。そうすることによって、彼はある場合にはシェーンの見解を、他の場合にはシュレッターの助言を採用した。

以上がこの論文の要旨である。シュレッターを貴族的自由主義者、シェーンを中産階級の自由主義者とする著者の結論は、格別新しいものではないが、著者は従来の研究よりも遥かに様々な観点——単に私有地の農民解放の問題のみならず、王領地農民の解放、地方自治、領主裁判権の問題などを通して——から両者の思想を検討し、これらの問題に関する両者の見解を明らかにしている。この点で著者の研究はプロイセン改革の解明に貢献しているし、また様々の観点からの接近は、両者の思想に関する著者の結論の説得力を強めている。唯、シェーンに関しては、シュタインの改革後、東西両プロイセンの州総督 Oberpräsident としてグーツヘル・農民関係の調整に関係した際に、一方的にグーツヘルに有利にその影響力を行使したという事実が、彼の後半生の活動を研究したマイアーや林氏によって既に指摘されている⁽⁴⁾。著者はシュタインの改革期のシェーンの活動に問題を限定しているが、もしも彼の後半生の活動を併せて考察した場合、著者が行っ

たように、シェーンを中産階級の自由主義の代表者と明確に分類出来るかという疑問が残るのである。

(1) ヘフターは、一八〇八年の「都市条令」は、「もともとシュタインの改革傾向になかったほど、高度の自由主義的、否、民主主義的な改革をもたらした」と述べている。

Heinrich Heffer, Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und Institutionen, Stuttgart 1950, S. 95.

(2)(3) 林健太郎「プロイセン農民解放の性格」(『ドイツ史論集』中央公論社、一九七六年)なお都市改革に果たしたフライの役割を論じた邦文の文献は、私の知る限りでは、未だ刊行されていない。

(4) E. W. Mayer, Die Retablissement Ost- und Westpreussens unter der Mitwirkung und Leitung Theodor von Schöns, Jena 1916, S. 82. 林健太郎、前掲論文、六二—三頁。

『日本古文書学講座』1総論編

(昭和五十三年六月 雄山閣刊)

糸 賀 茂 男

史学研究にとって史料の分析が必須であることはいうまでもな